

02201

青森県

青森市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法承認要件による新增設 10,000 (農林漁業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
青森市商工業振興 条例	H17.4	1.工場(製造業及び工業団地内物流施設をい う)、特定事業所又は工場及び特定事業所にリー スするリース企業の新設、移設、増設 2.取得面積、建物建築面積 ○工場 取得面積 3,000 m ² 以上(中小企業者 2,000 m ² 以 上、青森中核工業団地 1,500 m ² 以上) 建物面積 500 m ² 以上(青森中核工業団地 200 m ² 以上) ○特定事業所 取得面積 1,500 m ² 以上(中小企業者 1,000 m ² 以 上) 建物面積 200 m ² 以上 3.用地取得後3年以内操業(借地の場合、操業 開始後3年以内に土地取得) ○リース企業(青森中核工業団地のみ) 取得面積 1,500 m ² 以上 建物面積 200 m ² 以上	工場等用地取得助成金 ○用地取得費の20%以内 ○青森中核工業団地の用地を取得し た製造業(リース企業除く)に限り、取 得面積 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下 の部分は 35%、10,000 m ² を超える部 分は 50%を助成 ○限度額 1億 5,000 万円 (青森中核工業団地については5億 円。ただし、青森中核工業団地で製造 業のため用地を取得した場合は8億 円)
		○人数要件 工場又は誘致企業である特定事業所の新設、移 設又は増設に伴い、新たに正規雇用従業員を 11 人以上雇用 ○操業開始後、3年以内に新たに被雇用者を6ヶ 月以上雇用	雇用促進助成金 ○操業開始後3年以内に新たに正規 雇用従業員を6ヶ月以上雇用 ○従業員の居住地等により5万円～20 万円 ○限度額

			4,000 万円
		○青森中核工業団地に工場又は特定事業所を新設、移設又は増設し、青色申告書等を提出するもので、当該施設の減価償却資産の取得価格の合計額が 2,500 万円を超えるもの	工場等立地促進助成金 ○建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の垂直投影部分である土地に係る固定資産税相当額 ○操業開始後最初に課税される年度以降3年度
		○青森中核工業団地に工場又は特定事業所(誘致企業に限る)を新設する際、除排雪機械・機器を購入、又は雪処理施設を設置し、従業員等を 30 人以上雇用するもの	青森中核工業団地企業環境整備投資助成金 ○除排雪機械・機器購入費又は工事費の 10/100 以内 ○限度額 500 万円
		○誘致企業である特定事業所が貸しオフィス等を賃借し、従業員等を 20 人以上雇用する場合	情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金 ○貸しオフィス等の賃貸料の 1/4 ○限度額 700 万円/年 ○助成期間 36 ヶ月
		○誘致企業である特定事業所が従業員等を 20 人以上雇用し、新たに取得する減価償却資産の取得合計額が5千万円を超える場合	情報処理・提供サービス関連産業設備投資助成金 ○減価償却資産取得額の 10/100 ○限度額 1,000 万円
青森中核工業団地 賃貸型企業立地促進費補助金交付要綱	H28.4	1.土地の賃貸により青森中核工業団地で事業を実施する工場、特定事業所 2.建築面積 200 m ² 以上	青森中核工業団地賃貸型企業立地促進費補助金 ○土地の賃貸料の 1/4 ○ただし、製造業に限り、5,000 m ² を超える部分は 1/2 を補助 ○限度額 2,500 万円/年(ただし製造業に限り 4,400 万円/年) ○補助期間 36 ヶ月

02202

青森県

弘前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域未来投資促進法承認要件による 新增設 10,000 (農林漁業及びその関連業種は5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
弘前市工場等 立地奨励条例	H21.4	(1) 固定資産税の課税免除 1. 指定地域内に工場（製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所）等を立地したもの (指定地域: 工業専用地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域、都市計画区域外 ※ただし、市工業団地内など一部対象外地域あり) 2. 面積要件 工場等延床面積 1,000 m ² 以上 ※地元企業の場合は、工場等延床面積 500 m ² 以上 3. 雇用条件 地元従業員を 10 人以上雇用。ただし、増設時・移設時においては新たに 5 人以上雇用。	(1) 固定資産税の課税免除 ○家屋、償却資産、家屋の敷地である土地に係る固定資産税額の5年間課税免除。
		(2) 雇用奨励金 1. 固定資産税の課税免除の要件 1、2 を満たすもの。 2. 新設時にあつては 10 人を超える地元従業員を雇用しているもの、増設・移設時にあつては 15 人を超える地元従業員を雇用しているもの。	(2) 雇用奨励金 ○新設時 地元従業員 10 人を超える者1人につき 20 万円 ○増設・移設時 新たに雇用した地元従業員5人を超える者1人につき 10 万円 ○限度額 1億円
弘前市情報サ	H18.9	1. 市の誘致企業	(1) 貸しオフィス等借上げ事業

<p>ービス関連産業立地促進費補助金交付要綱</p>		<p>2.情報サービス関連企業 3.操業開始後6ヶ月～1年以内に市内に居住する従業員等が次に掲げる人数(以下「要件人数」という)以上となった企業 ・情報通信業を営む企業 3名 ・コールセンター業を営む企業 5名 4.市税等を滞納していない企業</p>	<p>○貸しオフィス等の賃料及び共益費の1/4 ○限度額 予算の範囲内 ○補助期間3年間 (2)地元従業員新規雇用事業 ○市内に住所を有する従業員等(新規雇用で3ヶ月以上雇用)のうち、要件人数を超えるもの1人につき30万円 ○限度額 予算の範囲内 ○補助期間 3年間</p>
<p>工場・IT 整備 資金融資制度</p>	<p>R2.4 (毎年度 制定)</p>	<p>次のいずれかに該当するもの ①製造業を営む者 ②市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、ライフ関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者</p>	<p>設備資金融資 ○資金用途 工場等の新設、増設(機械設備購入を含む)若しくは取得、又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金を融資 ○限度額 5,000万円(ただし、中小企業設備近代化資金を併用する場合は、整備に必要な金額から除く) ○利率 長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内 (ただし、上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする) ○期間 15年以内(含2年以内の据置) ※詳細は市ウェブサイト参照(*1)</p>
<p>商業近代化資金融資制度</p>	<p>R2.4 (毎年度 制定)</p>	<p>市内で卸・小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等</p>	<p>資金融資 ○資金用途 店舗の新築及び増改築(これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)、情報機器等の導入、ショッピングセンター等への出店に要する資金、ショッピングセンター等の運営に要する資金等 ○限度額 1企業 3,000万円 1商店街振興組合等 7,000万円 ※融資対象となる事業が地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの(以下「有効事業」)は1億円 ○利率 長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内</p>

			<p>(ただし、上記により算出した利率が 0.9%を下回る場合は 0.9%とする)</p> <p>※融資条件の特例に該当する場合は、0.9%とし市が全額負担</p> <p>○期間 10年以内(含1年以内の据置)</p> <p>※有効事業は15年以内(含2年以内の据置)</p> <p>※詳細は市ウェブサイト参照(*1)</p>
「選ばれる青森」への挑戦 資金利用者に対する補助 (青森県との連携)	R2.4 (毎年度 制定)	(1) 空き店舗活用チャレンジ融資利用者 市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市の認定を受けたもの	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額3千万円以内のものについて、当初5年間分の利子相当額を市が全額補助 ・融資額3千万円以内のものについて、信用保証料の50%を市が補助 <p>※融資制度は青森県ウェブサイト内参照(*2)</p>
		(2) 創業チャレンジ融資利用者 市内で中小企業者として、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額1千万円以内のものについて、当初1年間分の利子相当額を市が全額補助 ・融資額1千万円以内のものについて、信用保証料の70%を市が補助(残り30%を青森県が補助) <p>※融資制度は青森県ウェブサイト内参照(*2)</p>
		(3) 雇用創出融資利用者 常時使用する従業員を新たに2名(新規学卒者等は1名)以上雇用する計画の事業を行う市内の中小企業者	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額1千万円以内のものについて、市が全額補助 <p>※融資制度は青森県ウェブサイト内参照(*2)</p>
弘前市オフィス環境整備促進費補助金交付要綱	H30.12	<p>①市の誘致企業であること</p> <p>②情報通信業又はコールセンター業を営む企業であること</p> <p>③市内に住所を有する従業員の数が年度末時点で3名以上であること</p>	<p>(1) オフィス改修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成内容: オフィス改修に要する経費 ○補助率: 1/2 以内 ○限度額: 200 万円 <p>(2) 人材育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象: 職員研修の開催や受講に要する経費 ○補助率: 1/2 以内の額 ○限度額: 50 万円

(*1) 詳しくはこちら(弘前市ウェブサイト「[弘前市融資制度](#)」)

(*2) 詳しくはこちら(青森県ウェブサイト「[青森県未来を変える挑戦資金](#)」)

02203

青森県

八戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (南郷地域のみ) 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法承認要件による新 増設 (農林漁業は 5,000) 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
八戸市企業立地促進条例	S59.9	①重点産業集積地域に立地(八戸北インター工業団地、桔梗野工業団地、中野工業団地) ②指定地域に立地(工業専用地域、工業地域、準工業地域) ③高度技術産業等 ④製造業、環境・エネルギー関連産業、物流関連業、研究開発型企业 ⑤用地取得後3年以内の立地・操業開始 ⑥県・事業団・市から、1,500 m ² 以上の用地を新たに取得 ⑦投下固定資産総額2億円以上(中小企業1億円以上) ⑧八戸圏域に住所を有する従業員の新規雇用または市外から八戸圏域内への異動 10 人以上(中小企業5人以上)	■立地奨励金 ◇①+(③または④)+⑤+⑥ ・1500～5000 m ² 未満の用地取得 →用地取得費の 25%(限度額 2,500 万円) ・5000～1万 m ² 未満の用地取得 →用地取得費の 35%(限度額 8,000 万円) ・1万 m ² 以上の用地取得 →用地取得費の 50%(限度額4億円) ◇①+(③または④)+⑤+⑥+⑦+⑧ →用地取得費の 50%(限度額4億円) ◇(①または②)+③+⑤+⑦+⑧ →用地取得費の 25%(限度額2億円)
		①重点産業集積地域に立地(八戸北インター工業団地、桔梗野工業団地、中野工業団地) ②指定地域に立地(工業専用地域、工	■操業奨励金 ◇①+④+⑥+⑬ ◇②+④+⑥+⑧+⑬ →固定資産税額の 50%(限度額 3,000 万円/年)

		<p>業地域、準工業地域)</p> <p>③市内全域</p> <p>④高度技術産業等、製造業、環境・エネルギー関連産業、物流関連業、研究開発型企業</p> <p>⑤研究開発を行う工場等を新設し、用地を除く当該工場等の固定資産総額が1億円以上</p> <p>⑥投下固定資産総額2億円以上(中小企業1億円以上)</p> <p>⑦投下固定資産総額 100 億円以上</p> <p>⑧八戸圏域に住所を有する従業員の新規雇用または市外から八戸圏域内への異動 10 人以上 (中小企業5人以上)</p> <p>⑨八戸圏域に住所を有する従業員の新規雇用または市外から八戸圏域内への異動 20 人以上 (中小企業5人以上)</p> <p>⑩八戸圏域に住所を有する従業員の新規雇用または市外から八戸圏域内への異動 20 人以上</p> <p>⑪新規の市誘致企業であること</p> <p>⑫工場等の新設・操業開始</p> <p>⑬工場等の新設または増設・操業開始</p>	<p>度、3年間交付)</p> <p>◇(①または②)+④+⑦+⑧+⑬ →固定資産税額の 50%(限度額4億円/年度、3年間交付)</p> <p>■設備投資奨励金 ◇(①または②)+④+⑥+⑨+⑪+⑫ →投下固定資産総額の 10%(限度額5億円)</p> <p>■雇用奨励金 ◇(①または②)+④+⑥+⑧+⑬ ◇(①または②)+④+⑩+⑬ →10人(中小企業5人)を超える従業員1人につき30万円以内(限度額 5,000 万円、中小企業3,000 万円)</p> <p>◇③+④+⑤+⑬ →研究員1人につき 200 万円(限度額1億円)</p> <p>◇上記2区分の要件と同じ →企業が転居費用を補助した正社員1人につき10万円(限度額は、上記2区分の奨励金額との合計で上記2区分の限度額の範囲内)</p>
八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例(南郷地域のみ)	H17.3	<p>1.投下固定資産総額 3,000 万円を超える</p> <p>2.常時雇用する従業員 15 人以上</p> <p>3.用地 2,000 m²を超える</p> <p>4.立地協定から3年以内に操業すること</p>	<p>■立地奨励金 投下固定資産総額の 1/100 の額(500 万円を限度)</p> <p>■税軽減奨励金 各年度において納付した固定資産税に相当する額(期間3年度)</p> <p>■雇用奨励金 南郷地域に住所を有する従業員1人につき5万円(5年間、1,000 万円を限度)</p>
八戸市IT関連企業立地促進事業補助金及び雇用奨励金交付要領	H14.4	<p>1.IT 関連企業であること</p> <p>2.市の誘致企業であること</p> <p>3.操業開始から6ヶ月以上継続していること</p> <p>■賃料補助金</p>	<p>■賃料補助金 オフィス賃料(家賃及び共益費)の 1/4 * 通算3年以内、年間 600 万円を限度 (ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は 200 万円/年度)</p>

		<p>・操業開始に伴い新たに雇用した一般被保険者(八戸圏域の住民)又は会社内の異動等により配属され新たに八戸圏域の住民となった一般被保険者、または派遣労働者(八戸圏域の住民)で、6ヶ月以上雇用されている者が5人以上であること。 (ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は3人以上)</p> <p>■雇用奨励金</p> <p>・操業開始に伴い新たに雇用した一般被保険者(八戸圏域の住民)又は会社内の異動等により配属され新たに八戸圏域の住民となった一般被保険者で、6ヶ月以上雇用されている者が20人以上であること (ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は3人以上)</p>	<p>■雇用奨励金</p> <p>交付要件に該当する一般被保険者のうち、10人を超える者1人につき30万円(八戸圏域の住民に限る)</p> <p>*操業開始から3年以内、6,000万円を限度 (ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業の場合は1,200万円を限度)</p>
八戸圏域イノベーション型産業集積促進事業補助金	H27.4	八戸圏域内においてイノベーション型産業(航空宇宙、医療福祉、自動車)関連の事業に取り組もうとする事業者	<p>補助金</p> <p>①拠点開設事業</p> <p>・対象経費:入居施設に係る賃料及び共益費</p> <p>・補助率 1/2(上限 210 万円×3年間)</p> <p>②認証取得事業</p> <p>・対象経費:国際認証取得に係る経費</p> <p>・補助率 1/2(上限 200 万円)</p> <p>③展示会出展事業</p> <p>・対象経費:展示会等に係る出展料</p> <p>・補助率 1/2(上限 20 万円)</p> <p>④試作開発事業</p> <p>・対象経費:原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、その他必要な経費</p> <p>・補助率:1/2(上限 200 万円)</p>

02204

青森県

黒石市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000	8	課税免除	固定資産税	3年間
増設 2,500	4			
地域経済牽引事業集積地区 新增設 10,000 (農林漁業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載された計画区域内において特定業務施設を新設し、又は増設した者(県から平成 32 年3月 31 日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者)	—	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型) 初年度:0.14/100 2年度:0.467/100 3年度:0.933/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
黒石市工場等設置 奨励条例	S61.3	○工場の新設 ①投下固定資本 5千万円以上 ②地元従業員8人以上雇用(操業開始後1年以内)	雇用奨励金 (新設) 8人を超える者1人につき 20 万円 (増設) 4人を超える者1人につき 10 万円 ○限度額 2,000 万円
		○工場の増設 ① 投下固定資本 2,500 万円以上 ② 地元従業員を新たに4人以上雇用(増設後1年以内) ○工場適地、工業専用地域及び工業地域並びに市長が認めた地域	福利厚生施設設置奨励金 ○工場等を新增設し、操業開始後2年以内に福利厚生施設を設置又は購入した場合当該経費の 50/100 の額 ○限度額 200 万円

02205

青森県

五所川原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500 (製造業又は旅館業において事業者の 資本金規模が 1,000 万円超 5,000 万円 以下である法人にあつては 1,000 万円、 5,000 万円超である法人にあつては 2,000 万円)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.16/100 2年度 0.4/100 3年度 0.8/100
地域経済牽引事業促進法促進区域内 新增設 10,000 (農林漁業及びその他の関連業種は 5,000 万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
五所川原市工場用地取得助成金条例	H17.3	①工業専用地域又は市長が認める地域 ②工場を新設し、又は増設する者で、市長が 適当と認めるもの ③用地取得面積 3,000 m ² 超 ④工場建築面積 500 m ² 以上 ⑤土地取得後3年以内に操業開始すること	助成金 ○土地取得後3年以内に支払った用地 取得費の5%以内の額 ○限度額 1億円
五所川原市雇用奨励対策事業費補助金交付要綱	H23.4	①テレマーケティング関連企業※であること ※通信とコンピュータを利用して、集約的に顧 客サービス等の業務又は顧客等のデータを集 約的に管理する業務を行う企業(コールセンタ ー等) ②操業開始時点において、地元から雇用する 従業員が 10 名以上であること ③五所川原市の誘致企業であること	○新事業所開業時に計画された従業員 員数を上限とする地元従業員の雇用に 要する経費 ○新規雇用の地元従業員のうち6ヶ月 以上継続雇用された者で 10 名を越える 一人あたりにつき、以下の単価を乗じた 金額の合計(市内居住者の場合 15 万 円、市外居住者の場合は5万円) (※ただし市内居住者は3ヶ月以上居住 している者に限る。) ○限度額 予算の範囲内

<p>五所川原市空き工場等賃借料補助金 交付要綱</p>	<p>H28.4</p>	<p>①空き工場等の使用に関し、1年以上の賃貸借契約を締結する者</p> <p>②次に掲げる事業のいずれかを行う者 (ア) 製造業 (イ) 道路貨物運送業 (ウ) 卸売業 (エ) 倉庫業 (オ) 梱包業 (カ) 情報サービス業 (キ) コールセンター業 (ク) その他、雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業</p> <p>③空き工場等を利用し、事業開始6ヶ月以内に新規常用雇用者を原則2人以上採用する者 (カ・キの事業は、別要件あり)</p>	<p>○空き工場等の賃借料(税抜き)の2分の1以内の額、もしくは10万円のいずれか低い額(敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除く)</p> <p>○限度額(補助期間) 1事業につき連続する24カ月間を限度とする</p>
----------------------------------	--------------	--	--

02206

青森県

十和田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
十和田市企業立地奨励条例 新增設 1,500	新設 製造業 10 超 製造業以外 5 超 増設 製造業 5 超 製造業以外 3 超	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 超 (農林漁業 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域(旧十和田湖町) 新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
十和田市企業立地奨励条例	H17.1	<ul style="list-style-type: none"> ○業種 <ul style="list-style-type: none"> ①製造業 ②情報通信業 ③学術研究、専門・技術サービス業 ④その他市長が認める事業 ○固定資産投資額 新設・増設ともに 1,500 万円以上 ○雇用された従業員の人数 <ul style="list-style-type: none"> ①新設の場合 操業開始後1年以内に 10 人(製造業以外の業種にあつては5人)を超えるもの 	<p>【雇用奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金額 <ul style="list-style-type: none"> ①新設の場合 10 人(製造業以外の業種にあつては5人)を超える従業員1人につき 50 万円以内 ②増設の場合 5人(製造業以外の業種にあつては3人)を超える従業員1人につき 50 万円以内 ○限度額 1工場あたり1億円 ○交付方法 4年間で分割交付 <p>【立地奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金額

		<p>②増設の場合</p> <p>増設後1年以内に5人(製造業以外の業種にあつては3人)を超えるもの</p>	<p>工場等の土地、家屋及び償却資産に係る費用に10%を乗じた額</p> <p>○限度額</p> <p>1工場あたり5億円</p> <p>○交付方法</p> <p>交付金額が3億円超の場合は分割交付</p> <p>○交付要件</p> <p>工場等の新設又は増設に係る固定資産投資額が2億円を超えること</p>
--	--	--	--

02207

青森県

三沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700(超過)	製造業 — 製造業以外 15(超過)	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
地域未来投資促進法促進区域 新增設 10,000 (農林漁業は 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三沢市企業立地 促進条例	H20.2	A: 製造業 ①新規地元雇用従業員 10 人(*20 人)超過 ②家屋及び償却資産の取得費用 3,000 万円(*2億円)超過(土地除く) ③誘致企業又は地元企業 ④特定地域内立地 ⑤立地協定締結の日から5年以内に操業開始 *は大規模企業	立地促進奨励金 A: 製造業 ・①10 人②3,000 万円 固定資産評価額の 10%(限度額1億円) ・①20 人②2億円+③④⑤ 固定資産評価額の 20%(限度額5億円) B: 情報通信関連産業 事業所賃貸料の 25%を3年間(限度額 1,000 万円) C: その他の業種 A又はBの範囲内
		B: 情報通信関連産業 ①新規地元雇用従業員 20 人超過(この業種のみ派遣従業員含む) ②誘致企業又は地元企業 C: その他の業種 ①新規地元雇用従業員5人超過(地元企業は3人超過) ②家屋及び償却資産投資額 3,000 万円超過(土地除く) ③誘致企業又は地元企業 ④立地協定締結の日から5年以内に操業	雇用促進奨励金 A: 製造業 10(*20 人)を超える人数1人につき 7 万円を3年間交付。3年間の合計で一人あたり 21 万円以内(限度額 5,000 万円(*1 億円)) B: 情報通信関連産業 20 人を超える人数1人につき、5万円を3年間交付。3年間の合計で 1 人あたり 15 万円以内(限度額 5,000 万円) C: その他の業種 A又はBの範囲内

		開始	<p>環境保全施設等奨励金</p> <p>環境保全施設等の設置に要した費用の50%又は建設面積に 2,500 円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額(限度額 5,000 万円)</p> <hr/> <p>リース</p> <p>○誘致企業 無償貸付(土地)</p> <p>○その他 貸付料(土地)は固定資産税相当額</p>
--	--	----	---

02208

青森県

むつ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興地域 新增設 資本金 1,000 万円以下 500 " 5,000 万円以下 1,000 " 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
過疎地域 新增設 (旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村) 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業促進区域 10,000 (農林漁業およびその関連) 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
むつ市企業誘致 奨励条例	S62.12	1.製造業、ソフトウェア業及び研究所 2.市外にある企業、又は市外にある企業が市内に設立する法人により市内に建設される工場 3.工場新設時から1年以内に設置する福利厚生施設	【福利厚生施設奨励金】 ○設置に要した経費の 50/100 ○限度額 200 万円 【雇用奨励金】 ○地元雇用者 30 人を超える人数1人につき 10 万円 (繊維製品製造業は5万円) (限度額 6,000 万円) ※対象従業員:市内に住所を有し、3ヶ月以上継続して勤務し、25 歳以上 【設備投資費利子補給金】 ○金融機関からの借入元本残高1%、

			3年間(限度額 2,000 万円/年) ※設備投資等(用地、建物、償却資産)3,000 万円以上
むつ市情報関連 産業立地促進費 補助金交付要綱	H23.4	1.市の誘致企業 2.情報システム関連産業及びコンタクトセンター業関連産業 3.操業開始時に従業員を2人以上雇用	【オフィス等賃借補助金】 ○オフィス賃借料および共益費の 1/4 ○補助期間 操業開始後3年を限度 【雇用促進補助金】 ○6ヶ月以上継続雇用した従業員5人を 超える1人あたり 市内居住者 50 万円 市外居住者 10 万円 ○補助期間 3年以内(1人1回)

02209

青森県

つがる市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3,800 (中小企業等は1,900)	—	不均一課税	固定資産税	○移転型 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 ○拡充型 初年度 0.14/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100
新增設 10,000 (農林漁業は5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
つがる市立地企業雇用奨励金交付要綱	H17.2	①県外にある企業により市内に建設される工場等 ②県外にある企業が、県内に設立する法人により、市内に建設される工場等 ③資本金1億円以下、又は従業員300人以下の工場等	雇用奨励金 ○大卒以上の技術者で地元雇用者には1人につき5万円 ○30人を超えるその他の地元雇用者1人につき5万円 ○限度額 3,000万円
つがる市企業誘致条例	H19.4	①市内に事業を営む法人又は個人 ②土地取得面積 1,000 m ² 以上、建築面積 500 m ² 以上であること又は投下固定資産額が5,000万円以上であること ③市内に居住する従業員が10人以上	用地取得奨励金 ○取得した土地の評価基準額の30/100を乗じた額 ○限度額 2億円 事業所設置奨励金 ○固定資産税額相当額 10万円未満 2年 30万円未満 3年 50万円未満 4年 50万円以上 5年 (年間限度額 50万円)

			<p>緑地設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地面積1㎡当たり1万円 ○限度額 300 万円
つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金交付要綱	H26.4	<ul style="list-style-type: none"> ①市の誘致企業でテレマーケティング関連企業 ②市内から雇用する従業員 10 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○オフィス賃料の 1/4 限度額 2,000 万円(3年間)年 700 万円 ○10 人超の地元雇用者1人につき 50 万円 限度額 3,000 万円(3年間)

02210

青森県

平川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 3,000	10	課税免除	固定資産税	5年間
増設 2,000	5			
碓ヶ関地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法促進区域 新增設 10,000 (農林漁業は 5,000)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
平川市工場等設置促進条例	H18.1	①投下固定資産の額(土地を除く) 新設 3,000 万円以上 増設 2,000 万円以上 ②新たに常時雇用する地元従業員数 新設 10 人以上 増設 5人以上 ③製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、電気業	雇用奨励金 ○新設 地元雇用者 10 人を超える人数1人につき 20 万円 ○増設 地元雇用者5人を超える人数1人につき 20 万円 (限度額 2,000 万円) 操業開始日1年前から起算して3年以内の雇用
			工場等誘致奨励金 ○5,000 m ² 以上の用地取得の場合、1m ² あたり1万円を超える取得価額の 1/5 の額(限度額 2,000 万円)
			補助金 ○私有財産(土地・建物)の賃借料月額の 1/3 内(限度月額 10 万円/月)を3年間

			リース ○市の普通財産の減額貸付 貸付の日から3年間全額 ○4年目から5年間 1/2 以内
--	--	--	--

02301

青森県

平内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新設	5,000 以上	新設	10	課税免除	固定資産税	3年間
増設	3,000 以上	増設	10			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
平内町工場設置奨励条例	H30. 3	○誘致企業であるもの	工場立地奨励金
		○町の指定を受けた工場等であるもの	○誘致企業に対し、事業の用に供するための土地、家屋、償却資産の取得額 及び土地造成費の合計の 3/100 (限度額 1,000 万円)
		○投下固定資産総額 新設 5,000 万円以上 増設 3,000 万円以上	
		○雇用 新設 従業員 10 人超 増設 従業員 10 人超	雇用奨励金 ○新設 地元雇用者 10 人 を超える人数1人につき 10 万円 ○増設 地元雇用者 10 人 を超える人数1人につき 10 万円 (限度額 500 万円) (3年間)
		○町に3ヵ月以上住所を有する者又は有した者	○町外から従業員を雇入れ、その従業員が町へ転居したときにその転居費用を企業が補助した場合、1人当たり 10 万円を企業へ交付 (限度額 100 万円) ※1人当たりに補助した額が 10 万円に満たないときは実際に補助した額

02303

青森県

今別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500 以上 (除土地)	5	課税免除	固定資産税 土地保有税	3年間

02304

青森県

蓬田村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興対策実施地域 新增設 500 (製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備又は設備の取得である場合、資本金の額等が1,000~5,000の法人にあつては1,000、資本金の額等が5,000以上の法人にあつては2,000)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
過疎地域 新增設 2,700 (製造業、農林水産物生産業、旅館業(下宿営業除く))	—	課税免除	固定資産税	3年間

02307

青森県

外ヶ浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域新增設 2,700 以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興地域 新增設 資本金 1,000 万円以下 500 " 5,000 万円以下 1,000 " 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
地域経済牽引事業促進区域 10,000 (農林漁業およびその関連) 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
外ヶ浜町立地企業雇用奨励金交付要綱	H17.3	①県外にある企業により町内に建設される工場等 ②県外にある企業が、県内に設立する法人により、町内に建設される工場等 ③資本金1億円以下又は従業員 300 人以下の工場等	雇用奨励金 ①高度技術者1人につき 10 万円 ②30 人を超える一般従業員1人につき 5万円 ③限度額 3,000 万円

02321

青森県

鱒ヶ沢町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来促進法促進区域 新規設 10,000 (農林水産業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新規設(過疎地域) 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域 新規設 3,800 (中小企業は 1,900)	—	課税免除・不均 一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鱒ヶ沢町企業誘致奨励条例	S54.3	○新設 投下固定資本額1億円以上又は従業員 50 人以上(ただし、観光レクリエーション施設及び宿泊施設は 10 人以上) ○増設 投下固定資本額 5,000 万円以上又は従業員 20 人以上(ただし、観光レクリエーション施設及び宿泊施設は5人以上)	奨励金 ○固定資産税相当額(5年間)

02323

青森県

深浦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業法集積地区 新増設 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新増設(過疎地域) 2,700		課税免除	固定資産税	3年間
新増設	20	課税免除	固定資産税 土地保有税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
深浦町工業開発促進に関する条例	H17.3	1.製造、加工又は修理業を営む者	リース
		2.工場敷地面積 1,000 m ² を超えるもの	○普通財産に対して 適用期間 10年
		3.工場等建物の延床面積 300 m ² を超えるもの	○3年間無償
		4.常時従業員数 20人以上 (地場企業 10人以上)	○4年目以降 1/2 以内
			補助金
		上記1、2、3、4を満たし、用地を取得したもの	工場設置等促進奨励金 ○用地取得費 10/100 以内 (取得に係る経費を含む) ○限度額 500万円
		上記1～4	環境保全施設等奨励金 ○100 m ² 以上 200 m ² 未満 50万円 ○200 m ² 以上 300 m ² 未満 75万円 ○300 m ² 以上 100万円
		上記1～4	雇用奨励金 (10人以上 30人まで) 新設1人につき 5万円 増設1人につき 3万円

02343

青森県

西目屋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 2,700 以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 (農林漁業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02361

青森県

藤崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,200	30	課税免除	固定資産税	3年間
増設 3,000	10			
藤崎町承認地域経済牽引事業 新增設 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載された計画区域内において特定業務施設を新設し、又は増設した者		不均一課税 移転型 初年度:0.14/100 2年度:0.35/100 3年度:0.7/100 拡充型 初年度:0.14/100 2年度:0.467/100 3年度:0.933/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
藤崎町工場等設置 奨励に関する条例	H17.3	①用地の取得面積 3,000 m ² 以上 ②工場等の建築面積 1,000 m ² 以上 ③工場等の用地取得後3年以内に操業開始	工場用地取得奨励金 ○交付対象額に 5/100 を乗じて得た額(上限 500 万円)
		①青森県の融資制度資金を受けているもの	保証料補助金 ○交付対象額に 1/2 を乗じて得た額(上限 50 万円)

02362

青森県

大鰐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 5,000(除土地)	30	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法集積地区 新增設 20,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

02367

青森県

田舎館村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
田舎館村承認地域経済牽引事業 新增設 10,000 (農林漁業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載された計画区域内において特定業務施設を新設し、又は増設した者		不均一課税 移転型 初年度:0.14/100 2年度:0.35/100 3年度:0.7/100 拡充型 初年度:0.14/100 2年度:0.467/100 3年度:0.933/100	固定資産税	3年間

02381

青森県

板柳町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000 (除土地)	30	課税免除 または 不均一課税	固定資産税	3年間
増設 2,400 (除土地)	10			
新增設 500 (半島振興)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700 (過疎地域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
承認地域経済牽引事業のために設置される施設 新增設 10,000 (農林漁業関連業種 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02384

青森県

鶴田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法集積地区 新増設 20,000 超え (農林漁業関連業種は 5,000 超え)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鶴田町工場設置奨励条例	S48.6	○新設 投下固定資本額 5,000 万円以上又は従業員 50 人以上 ○増設 投下固定資本額 5,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税の範囲内 初年度 100/100 以内 2年度 80/100 以内 3年度 60/100 以内

02387

青森県

中泊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	3,000			

02401

青森県

野辺地町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (過疎地域)	—	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法集積地区 新增設 20,000 (農林漁業関連は5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
野辺地町立地企業 雇用奨励金交付要 綱	S63.11	① 県外企業又は県外企業が設立した現地法人により建設された工場 ② 資本金1億円以下又は常時使用する従業員数300人以下 ③ 製造業、ソフトウェア業、研究所 ④ 操業開始後5年以内	奨励金 ① 高度技術者1人につき10万円 ② 30人を超える一般従業員1人につき5万円 ③ 限度額 3,000万円

02402

青森県

七戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3箇年度
企業立地促進法集積地区 新增設	20,000 (農林魚業関連 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3箇年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
七戸町企業立地 促進条例	H17.3 (H28.6 全部改正)	新設(増設)①又は② ①投下固定資本(土地除く) 2,000万円以上 ②新規に雇用する従業員 新設10人(増設5人)超	立地奨励金 ○①又は②のいずれか高い額 ①用地取得費の25%(限度3,000万円) ②固定資産評価額の3%(限度1,000万円)
			雇用奨励金 ○新規に雇用する従業員で、工場等の操業後(増設完了後)1年経過の日までに、①3箇月以上七戸町に住所を有すること及び②雇用期間が3箇月を超えること。 1年目(1回目) 要件を満たす従業員1人につき10万円 2年目(2回目) 前回からの増員数×10万円 3年目(3回目) 前回からの増員数×10万円 (限度額1指定工場等500万円)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額(3箇年度)

02405

青森県

六戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 (農林漁業は、5,000)	—	課税免除 (適用対象施設の用に供 する家屋若しくは構築物 又はこれらの敷地である土 地)	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700	製造業 — 製造業以外 15	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
六戸町企業立地 促進条例	H10.3	①工業専用地域及び準工業地域 ②投下固定資産総額 1億円以上 ③従業員数 10人以上 ④新規取得面積 5,000 m ² 以上又は工場等増設 ⑤用地取得後3年以内に操業開始	奨励金 ○製造業等 用地取得費の40%以内 (限度額 3,500万円)
		①工業専用地域及び準工業地域以外 ②新增設 ③投下固定資本額 2,000万円以上又は従業員 10人以上(増設5人以上) ④用地取得後3年以内に操業開始	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間) (1) 初年度 100/100以内 (2) 2年度 90/100以内 (3) 3年度 80/100以内
六戸町立地企業 雇用奨励事業補 助金交付要綱	S60.3	①町内に新設又は増設される工場等 ②資本金1億円以下又は常時使用する従業員数 300人以下 ③製造業、ソフトウェア業、研究所 ④継続して三月雇用した者 ⑤操業開始後5年以内	奨励金 ①高度技術者1人につき 50万円 ②10人(増設5人)を超える一般従業員1人につき 30万円 ③三月以上継続して町内に住所を有している者 ④限度額 3,000万円

02406

青森県

横浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興対策実施地域 (製造業、旅館業(下宿営業除く)、農林水産物販売業、情報サービス業) 資本金の額等 1,000 万円以下 新增設 500 資本金の額等 1,000 万円超 5,000 万円以下 新增設 1,000 資本金の額等 5,000 万円超 新增設 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
過疎地域 (製造業、農林水産物販売業、旅館業(下宿営業除く)) 新增設 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法集積地区 (製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学に属する事業) 新增設 20,000 超 (農林漁業関連業種に係るものは 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
原子力発電施設等立地地域 (製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業) 新增設 2,700 超	製造業 — 製造業以外 15 名超	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
地方活力向上地域 (認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従う特定業務施設)	—	不均一課税	固定資産税	「移転型」 初年度 0.14/10 2年度 0.14/4 3年度 0.14/2 「拡充型」

				初年度 0.14/10 2年度 0.14/3 3年度 0.14/1.5
--	--	--	--	---

02408

青森県

東北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	2,000 (除土地)	又は 10	固定資産税	3年間
増設	2,000 (除土地)	又は 5		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
東北町工場等設置 奨励条例	H17.3	○町から工場等の指定を受ける要件がある (新設) 投下固定資本 2,000 万円以上、又は常時使用する従業員 10 人超	立地奨励金 ○固定資産取得額及び土地の造成費の 3/100 の額 (限度額 300 万円) 指定を受けた日の属する年度、又はその翌年度に交付する。
		(増設) 投下固定資本 2,000 万円以上、又は新規に常時使用する従業員 5 人超	雇用奨励金 (新設の場合) ○常時使用する地元従業員が 10 人を超える人数 1 人につき 10 万円 (増設の場合) ○新規地元従業員 5 人を超える人数 1 人につき 10 万円 (限度額 3,000 万円) 指定を受けた日の属する年度の翌年度から四箇年度以内までに交付する。

02411

青森県

六ヶ所村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業及び特定事業の用に供する工場若しくは事務所の新增設に係る投下固定資本が 2,300 万円以上(除土地)	製造業 3 特定事業 2	課税免除	固定資産税	5年間
製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する生産設備(原子力発電施設等に係るものを除く。)であって、これを構成する減価償却資産が 2,700 万円以上	製造業 なし 道路貨物運送業、 こん包業及び卸売業 16	不均一課税 第1年度 100 分の 0.14 第2年度 100 分の 0.35 第3年度 100 分の 0.70	固定資産税	3年間
製造の事業(食料品製造業等に限る。)農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等であって、家屋及び償却資産の取得合計額が500万円(製造の事業又は旅館業で資本金額 1,000 万円超 5,000 万円以下である法人にあつては 1,000 万円、資本金額 5,000 万円超である法人にあつては 2,000 万円)以上	なし	不均一課税 第1年度 100 分の 0.14 第2年度 100 分の 0.35 第3年度 100 分の 0.70	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
六ヶ所村工場等 設置奨励条例	H13.3	①製造業及び特定事業	普通財産の貸付
		②新增設に係る投下資本 2,300万円以上	○普通財産の無償又は減額貸付 ○10年間
		③従業員 製造業 3人以上 特定事業 2人以上	雇用奨励金 ○新增設 製造業:3人を超える人数1人につき10万円 特定事業:2人を超える人数1人につき10万円 ○交付期間 3年間 ○限度額 500万円
			福利厚生施設奨励金 ○福利厚生施設に係る固定資産税相当額 ○交付期間 3年間 ○限度額 300万円 (新設又は増設ごとにそれぞれ1施設のみ)
六ヶ所村新規学 卒者雇用奨励金 交付要綱	H31.3	①本村内の事業所等を有する個人または法人であって雇用保険法の適用を受けていること。 ②常時使用する従業員の数が300人以下の個人または法人 ③雇入れ日において、新規学卒者であるものを雇い入れるものであること。 ④新規学卒者を村内の事業所で常用雇用者として雇用すること。 ⑤新規学卒者の雇用開始日の前後6ヶ月間に当該事業者において常用労働者を事業所の都合により解雇したことがないこと。 ⑥出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。 ⑦村税(村民税及び固定資産税)の滞納がないこと。	○雇用奨励金 対象となる新規学卒者1名につき月額5万円を最大6ヶ月分
令和2年度六ヶ所 村経営安定化対	R2.4	最近3ヶ月の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比べ、10%以上減少して	○保証料全額補給(小数点以下切捨て)

策資金保証料補給金交付要綱		<p>いる方で、次のいずれにも該当する方</p> <p>①村内に住所または主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいる方</p> <p>②法人及び個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などをいずれも滞納していない方</p> <p>③青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度により、融資額 1,250 万円以内かつ融資期間7年以内(うち据置期間が6ヶ月以内)で融資を受けた方</p>	
令和2年度六ヶ所村事業活動応援資金保証料補給金交付要綱	R2.4	<p>①村内に住所または主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいる方</p> <p>②法人及び個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などをいずれも滞納していない方</p> <p>③青森県事業活動応援資金特別保証融資制度により、融資額 2,000 万円以内かつ融資期間 10 年以内(うち据置期間が1年以内)で融資を受けた方</p>	○保証料を全額補給(小数点以下切捨て)
六ヶ所村商工会利子補給事業補助金交付要綱(マル経)	H31.3	<p>① 村内に住所または主な事業所を有する小規模事業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいる方</p> <p>②法人及び個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、医療費、介護保険料などをいずれも滞納していない方</p> <p>③六ヶ所村商工会による経営・金融に関する指導を6ヶ月以上受けている方</p> <p>④小規模事業者経営改善資金融資制度により、融資額 2,000 万円以内かつ運転資金においては融資期間7年以内(うち据置期間が1年以内)、設備資金においては融資期間 10 年以内(うち据置期間が 2 年以内)で日本政策金融公庫から融資を受けた方</p>	○36 回目のまでの約定利息分を補給

02412

青森県

おいらせ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人超)			
新增設	2,700	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
おいらせ町工場 誘致奨励条例	H20.3	<p>○新增設</p> <p>① 鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、情報通信業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、その他の小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、廃棄物処理業、機械修理業(電気機械器具を除く)、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業</p> <p>② 従業員数 10人以上</p> <p>③ 投下固定資産総額 3,000万円以上</p> <p>(※)東日本大震災に係る被災企業の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)適用地域(おいらせ町含む。)において工場等を操業していた企業については、「10人」とあるのは「5人」とする。 ・この特例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定工場等の指定を受けたものについては、同日後においても、なおその効力を有する。 	<p>○工場操業奨励金</p> <p>固定資産税相当額(5年間)</p> <p>納付固定資産税額</p> <p>○雇用促進奨励金</p> <p>雇用町民 10人を超える従業員1人につき 20万円(限度 6,000万円)</p> <p>(操業開始から1年経過した日を基準とし、3年間分割で交付)</p>

02423

青森県

大間町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
半島振興対策実施地域 新增設 500 (製造業又は旅館業の用に供する設備の取得である場合、資本金の額等が 1,000~5,000 の法人にあつては 1,000、資本金の額等が 5,000 以上の法人にあつては 2,000)	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
過疎地域 新增設 2,700 (製造業、農林水産物生産業、旅館業(下宿営業除く))	—	課税免除	固定資産税	3年間

02424

青森県

東通村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興対策実施地域 新增設 1,000 以下 500 5,000 以下 1,000 5,000 超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
原子力発電施設等立地地域 新增設 2,700	製造業 — 製造業以外 15 超過	不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100
承認地域経済牽引事業促進区域 新增設 10,000 農林漁業及びその関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

02425

青森県

風間浦村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (除土地)	—	課税免除	固定資産税	3年間

02426

青森県

佐井村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 万円以上 (除土地)	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興対策実施地域 (製造業、旅館業(下宿営業除く)、農林水産物販売業、情報サービス業) ①資本金等の額・1,000 万円以下 新增設 500 万円以上 ②資本金等の額・1,000 万円超～5,000 万円以下 新增設 1,000 万円以上 ③資本金等の額・5,000 万円超 新增設 2,000 万円以上		不均一課税	固定資産税	初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
過疎地域 (製造業、情報通信技術利用業(コールセンター等)、旅館業(下宿営業除く)) 新增設 2,700 万円超		課税免除	固定資産税	3年間

02441

青森県

三戸町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三戸町立地企業雇用奨励金交付要綱	S62.7 H26.11 改正	1. 県外の企業 2. 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所に属する事業、旅館業、高度技術利用業、環境エネルギー関連産業 3. 資本金1億円以下又は従業員 300 人以下	奨励金 ○3,000 万円を限度とする。 ○新規雇用者1人につき当町に住所を有する者 10 万円、当町に住所を有しない者5万円 ○期間3年間
三戸町工場等誘致条例	S41.1 H1.3 改正 H13.3 改正 H26.3 改正	○ 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所に属する事業、旅館業、高度技術利用業、環境エネルギー関連産業 ○新設 投下固定資本額 1,000 万円以上 (除土地) 従業員 20 人以上 ○増設 投下固定資本額 2,000 万円以上 (除土地) 従業員 30 人以上	奨励措置 ○投下固定資本総額の 100 分の 1.4 に相当する金額以内 (1)工場等敷地の整備 (2)道路及び橋りょうの新設又は改良 (3)輸送施設の新設又は改良 (4)工業用水施設及び排水施設の新設又は改良 (5)そのほか、当該工場等に附帯する施設の新設又は整備 奨励金 ○土地の取得及び建物建設の場合 各年度の固定資産税額に相当する額 ○敷地及び建物賃借の場合 各年度の借入れに係る賃借料の 1/3 ○期間3年間

02442

青森県

五戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者 新規設 10,000 ただし、農林漁業及び関連業種に係る者は5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
五戸町企業立地推進条例	H26.4.1	1. 統計法の日本基準産業分類に定める以下の業種 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業のうち規則で定めるもの <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業のうち規則で定めるもの 2. 投下固定資産額 新規・増設 2,700 万円以上 3. 町内に住所を要する従業員 新規・増設 10 人以上	立地奨励金 ○投下固定資産総額に 100 分の1を乗じて得た額 ○限度額 500 万円
			操業奨励金 ○敷地取得及び建物建設の場合各年度の固定資産税額を限度とする 期間5年間 ○敷地及び物件の賃借の場合各年度の借入に係る賃借料の3分の1を限度とする 期間3年間
			雇用奨励金 ○限度額 500 万円 ○新規雇用者1人につき 当町に住所を有する者 10 万円 当町に住所を有しない者5万円 ※操業開始の日から引き続き1年以上雇用している新規雇用者

02443

青森県

田子町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
田子町工場誘致条例	S56.4	○新設 投下資金(除土地) 3,000 万円以上 雇用者 20 人以上 ○増設 投下資金(除土地) 5,000 万円以上 雇用者 30 人以上	○奨励金 固定資産税相当額(5年間) (1)初年度 100/100 以内 (2)2年度 80/100 以内 (3)3年度 60/100 以内 (4)4年度 40/100 以内 (5)5年度 20/100 以内

02445

青森県

南部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者 新增設 10,000 ただし、農林漁業及び関連業種に係る者は 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南部町工場誘致条例	H18.1	①工業、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、運輸業、自然科学研究所に属する事業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、旅館業、高度技術産業 ②投下固定資産額 新設・増設 2,700 万円以上 ③従業員数 新設・増設 20 人以上 ④町長が必要と認めたもの	操業奨励金 ○土地取得及び建物建設の場合 各年度の固定資産税額を限度とする 期間3年間 ○敷地及び建物賃借の場合 各年度の借入れに係る賃借料の 1/3 を限度とする 期間3年間 雇用奨励金 ○500 万円を限度とする ○新・増設時1回限り ○操業開始の日から引き続き1年以上雇用している新規雇用者1人につき 当町に住所を有する者 10 万円 当町に住所を有しない者5万円 ※福地第1、第2工業団地については、1,000 万円を限度として当町に住所を有する新規雇用者1人につき 15 万円

			立地奨励金 ○投下固定資産総額に 1/100 を乗じて得た額 ○500 万円を限度
--	--	--	---

02446

青森県

階上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法承認要件による 新規設 10,000 農林漁業は 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を地方活力向上地域内において新規設したもの	—	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型) 初年度:0.14/100 2年度:0.467/100 3年度:0.933/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
階上町企業誘致条例	S60.2	○新設 投下固定資本額 2,000 万円以上 従業員 20 人以上 ○増設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 30 人以上	○奨励金 固定資産税額の範囲内 (5年間) 階上町復興産業集積区域における固定資産税の特例措置に関する条例により、課税免除の措置を受けた者は適用外

02450

青森県

新郷村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	1,000	20	奨励金	固定資産税額の範囲内	3年間
新增設	2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新郷村企業誘致奨励条例	H3.3	1.誘致企業であること 2.投下固定資本額が 1,000 万円以上であること 3.常時使用する従業員数が 20 人以上であること	立地奨励金 ○投下固定資本額の総額の 1/100 を乗じて得た額 ○限度額 500 万円 ○事業活動を開始した日の属する年度1回限り
		○新增設 投下固定資産総額 1,000 万円以上 常時雇用従業員数 20 人以上	○奨励金 固定資産税額の範囲内 (3年間)